北広島市コンプライアンス基本方針【資料編】　令和５年４月１日

コンプライアンスに関する行動の指針となる法令、マニュアル等の抜粋･要約をしました。これらの理解を深め、実践しましょう。

１　服務規律・公務員倫理の徹底　コンプライアンス基本方針ｐ.７

（１）　服務規律の徹底

ア　服務の根本基準【地方公務員法第３０条】

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

イ　職務上の義務(職務の遂行に関して守るべき義務)

（ア）　法令等及び上司の職務上の命令に従う義務【地方公務員法第３２条】

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（イ）　職務に専念する義務【地方公務員法第３５条】

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（ウ）　最小経費で最大効果の事務処理原則【地方自治法第２条第１４項】

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

（エ）　組織及び運営の合理化【地方自治法第２条第１５項】

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

（オ）　法令に違反した事務処理の禁止【地方自治法第２条第１６項及び１７項】

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。法令に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

ウ　身分上の義務(職務の内外を問わず、職員としての身分を有する限り守らなければならない義務)

（ア）　信用失墜行為の禁止【地方公務員法第３３条】

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（イ）　秘密を守る義務【地方公務員法第３４条第１項】

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（ウ）　政治的行為の制限【地方公務員法第３６条第１項】

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

（エ） 争議行為等の禁止【地方公務員法第３７条第１項】

職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

（オ） 営利企業への従事等の制限【地方公務員法第３８条第１項】

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第１項において「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員(短時間勤務の職を占める職員及び第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。)については、この限りでない。

（２） 高い倫理観の保持(倫理及び服務の原則)

ア 服務の原則【北広島市職員服務規程第２条】

職員は、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正にその職責を遂行しなければならない。

イ 職員の基本的な心構え【北広島市職員倫理規程第３条】

（ア） 職員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

（イ） 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務及び地位を自ら及び自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

（ウ） 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

（エ） 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

（オ） 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

（３） 基本的人権の尊重

ア 日本国憲法(第１１条、第１３条、第１４条など)

イ 北広島市子どもの権利条例

２　法令等を遵守した適正な事務執行　コンプライアンス基本方針ｐ.８

（１）　法令遵守の徹底

ア　法令等に違反した事務処理の禁止【地方自治法第２条第１６項】

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

イ　法令等及び上司の職務上の命令に従う義務【地方公務員法第３２条】

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

ウ　各事務において関係する法令等(条例、規則等を含む。)の適用

エ　審査基準の適用【行政手続法第２条第８号ロ、北広島市行政手続条例第５条】・処分基準【行政手続法第２条第８号ハ、北広島市行政手続条例第１２条】

オ　北広島市職員等からの公益通報に関する要綱(行政運営上の違法又は不当な行為等があった場合に、その事実を知る職員等から内部通報を受け付け、違法な状態の是正等を図るため、必要な事項を定めたもの。総務課)による公益通報制度の利用

カ　行政手続に関する法令等の遵守

（ア）　行政手続法

（イ）　北広島市行政手続条例

（ウ）　北広島市聴聞等手続規則

（エ）　北広島市市民参加条例・施行規則

（２）　財務に関する事務の適正な執行

ア　予算に関するもの

（ア）　地方自治法

（イ）　地方自治法施行令

（ウ）　北広島市予算編成及び執行に関する規則

（エ）　北広島市予算執行方針

（オ）　予算流用の基本方針について

（カ）　予備費充用の基本方針について

イ　契約に関するもの

（ア）　地方自治法

（イ）　地方自治法施行令

（ウ）　北広島市契約規則

（エ）　北広島市契約規則の運用について(契約管財課)

（オ）　建設工事等、物品・委託業務等の発注における基本方針(契約管財課)

（カ）　契約事務取扱要領(契約管財課)

（キ）　工事等契約事務の手引き(契約管財課)

（ク）　北広島市物品・役務等契約事務取扱要領(契約管財課)

ウ　入札に関するもの

（ア） 地方自治法
（イ） 地方自治法施行令
（ウ） 北広島市契約規則
（エ） 北広島市条件付一般競争入札実施要綱(契約管財課)
（オ） 北広島市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱(契約管財課)
（カ） 北広島市プロポーザル方式実施要領(契約管財課)
（キ） 北広島市公募型指名競争入札方式実施要領(契約管財課)

エ　財産に関するもの
（ア） 地方自治法
（イ） 地方自治法施行令
（ウ） 北広島市財産管理規則

オ　支出に関するもの
（ア） 地方自治法
（イ） 地方自治法施行令
（ウ） 北広島市会計規則
（エ） 会計事務の手引き(会計課)
（オ） 交際費・食糧費執行基準(財政課)

カ　補助金等に関するもの
（ア） 地方自治法
（イ） 地方自治法施行令
（ウ） 北広島市補助金等交付規則
（エ） 北広島市補助金等交付規則の運用基準(財政課)
（オ） 補助金等交付マニュアル(財政課)
（カ） 企画財政部長及び財政課長に合議しなければならない事項の指定について(財政課)

（３） 事務処理ミス防止の徹底
契約事務等チェックリスト(契約管財課・会計課)

（４） 公印の適正な管理
ア　北広島市公文書管理規程
イ　北広島市公印管理規程

３　情報管理の徹底　コンプライアンス基本方針ｐ.９

（１） 個人情報の適正な取扱い
ア　秘密を守る義務【地方公務員法第３４条第１項】　※再掲
職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
イ　地方公共団体の責務【個人情報の保護に関する法律第５条】
地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、

その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

ウ　収集の制限【個人情報の保護に関する法律第６１条】

行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第６６条第２項第３号及び第４号、第６９条第２項第２号及び第３号並びに第４節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

エ　利用及び提供の制限【個人情報の保護に関する法律第６９条第１項等】

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

オ　特定個人情報の利用範囲【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律】

（２）　適正な公文書の作成と管理

ア　作成に関する定め

（ア）　北広島市公用文規程

（イ）　公用文の作成に係る基本的事項(総務課)

（ウ）　公用文作成の考え方(文化庁)　※参考

イ　管理に関する定め

（ア）　地方公共団体の文書管理【公文書等の管理に関する法律第３４条】

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

（イ）　公文書等の管理に関する法律施行令　※参考

（ウ）　行政文書の管理に関するガイドライン　※参考

（エ）　特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン　※参考

（オ）　北広島市公文書管理規程・北広島市公文書管理規程 解釈と運用(総務課)

（カ）　ファイリングシステム運用の手引(総務課)

（キ）　文書管理システム運用の手引(総務課)

（３）　情報セキュリティ基本方針等の遵守

ア　北広島市情報セキュリティ基本方針(市が実施する情報セキュリティ対策について、基本的な事項を定めるもの)の遵守

イ　北広島市情報セキュリティ対策基準(北広島市情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策において遵守すべき事項や、判断の基準を統一的に定めるもの)の遵守

ウ　北広島市個人情報取扱事務委託等基準(個人情報を取り扱う事務の委託等を行う場合には、基準を遵守するとともに、契約に当たって契約書に個人情報取扱特記事項を添付するなど、個人情報の取扱いについて適切な対応を定めるもの)の遵守

４　良好な職場環境の確保　コンプライアンス基本方針ｐ.１０

（１）　ハラスメントの理解と根絶

ア　職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針(職員課)

イ　ハラスメントの防止及び対応措置に関する要領(職員課)

ウ　雇用管理上の措置等【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第３０条の２第１項及び第２項】

（ア）　事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

（イ）　事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

エ　事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和２年厚生労働省告示第５号)

職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであって、①から③までの要素を全て満たすものをいう。

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。

オ　職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置【雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法」という。)第１１条第１項～第３項(要約)】

事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることがないように、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備や雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

また、事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、その労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる措置の実施に関して必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。

カ　事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき

事項についての指針(平成１８年厚生労働省告示第６１５号)

職場におけるセクシュアルハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益をうけるもの(以下「対価型セクシュアルハラスメント」という。)と、当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの(以下「環境型セクシュアルハラスメント」という。)がある。

なお、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。

また、被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。

キ　職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等【男女雇用機会均等法第１１条の３第１項】

事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第６５条第１項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第２項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

ク　職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２５条第１項及び第２項】

事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

また、事業主は、労働者がこの相談を行ったこと又は相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

ケ　ハラスメントの禁止等

（ア）　職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針(職員課)　※再掲

（イ）　ハラスメントの防止及び対応措置に関する要領(職員課)　※再掲

（ウ）　職場におけるハラスメント対策マニュアル(職員課)

（エ）　多様な性に関する職員ガイドライン(市民生活課)

（２）　職場における協力と活発な意見交換

ア　職場における情報共有

イ　関係部署間における連携

ウ　定期的な課内ミーティングなどによる自由で率直な意見交換

５　信頼される市民対応　コンプライアンス基本方針ｐ.１０

（１）　誠実かつ公平・公正な対応など

ア　「きたひろしま市民の声」取扱規程(市民等からの要望、相談等の取扱いに関して定めたもの)に基づく対応をはじめ、業務に対する市民等からの要望、意見、苦情、相談等への対応

イ　接遇に関するアンケートの実施(Ｈ２７及びＨ２８)

（２）　説明責任を意識した事務

（３）　職員の能力向上　各種研修(e ラーニングを含む。)の実施、サポーター制度による新任職員の育成など

（４）　不当要求行為等への毅然とした対応

ア　北広島市暴力団の排除の推進に関する条例(暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めたもの)に基づく対応

イ　北広島市不当要求行為対策規程(本市の事務事業や職員に対する暴力、脅迫などを伴う行為を未然に防止し、それらの行為に対する市としての統一的な対応方針等を定めたもの)に基づく対応

ウ　北広島市職員カスタマーハラスメント対策マニュアル(カスタマーハラスメントの判断基準、対応手順、具体的な対応例などを示したマニュアル。総務課)に基づく対応

エ　北広島市電話通話記録装置取扱要綱(業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の防止や職員の不当な圧力を排除するために導入する電話の通話録音装置の運用等を定めたもの。総務課)に基づく通話録音装置の設置

（５）　交通法規の遵守等

ア　酒気帯び運転等の禁止【道路交通法第６５条】

（ア）　何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

（イ）　何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

（ウ）　何人も、第１項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

（エ）　何人も、車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第１項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

イ　交通事故の場合の措置【道路交通法第７２条第１項】

交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐

在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

（令和 7 年 10 月 1 日改正）